

ご加入要領 厚生会グループ保険 (団体定期保険) 基本部分

加入資格 ●以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。
 本人：学校厚生会の現職会員・現職準会員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。
 配偶者：学校厚生会の現職会員・現職準会員の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
 ※民法改正の経過措置により、2022年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
 継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。(本人が現職会員・現職準会員であること)
 子ども：学校厚生会の現職会員・現職準会員の扶養することも(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。継続加入は、年齢22歳6カ月以下の方。(本人が現職会員・現職準会員であること)
 (*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

ご注意
 (1)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
 (2)配偶者・子どものみで加入することはできません。
 (3)配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 (4)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
 (5)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

継続加入のお取扱い ●一旦加入すれば、その後病気になるれても、原則として、加入資格を満たすかぎり前年と同額(同コース)もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。ただし、加入(増額)日現在60歳6カ月超の方は年齢による最高保険金額の範囲内での継続となります。
 ●年金コースにご加入の場合、年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。

保険期間 ●保険期間は効力発生日～2025年2月28日までです。以降は毎年3月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

減額のお取扱い ●更新時(3月1日)のみのお取扱いとなります。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- 加入資格を失われてこの保険契約から脱退となる場合の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月15日に脱退された場合、3月分掛金を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- 保険期間の途中で任意で脱退を希望される場合は、一般財団法人兵庫県学校厚生会 保険課(団体保険係)(078-331-9317)まで連絡いただければ必要書類を送付いたします。
 毎月20日締切で一般財団法人兵庫県学校厚生会 保険課(団体保険係)へ必要書類を提出いただいた場合、翌月末日が保障終了日となります。(例えば、3月15日に必要書類を受付けた場合、3月分および4月分の掛金を払込みいただき、4月30日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

掛金控除 ●掛金は毎月の給与から控除します。(第1回目は3月給与から) ●退職会員の掛金は毎月、指定された口座から振替えます。

受取人 ●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
 ●配偶者の死亡保険金受取人は、本人・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
 ●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金 ●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 ●配当金に関しては口座送金手数料相当額をあらかじめ制度運営費として除かせていただきます。
 ●脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

税務上のお取扱い

掛金 ●主契約および子ども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
 ※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 ※当厚生会グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当厚生会グループ保険のみの実質掛金に基づき計算されるわけではありません。

保険金
 ●死亡保険金
 <本人> 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
 <配偶者・子ども> 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。本人(主たる被保険者)以外が配偶者の受取人の場合、死亡保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。
 ●高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

年金
 ●年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
 課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費※
 ※必要経費= 年金年額 × $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$ (除配当金)

税務の取扱い等について、2023年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険金支払いに関するご留意点 厚生会グループ保険 (団体定期保険) 基本部分

保険金のお支払事由	保険金をお支払いしない場合等(詳細)
<p>[死亡保険金] 引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。</p> <p>[高度障がい保険金] 引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。 (※1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日を行い、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。 (※2) 対象となる「高度障がい状態」とは</p>	<p>【主契約】 ○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。 ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。 ・保険契約者・被保険者の故意。 ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。 ・戦争その他の変乱。(※2)</p> <p>(※1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。 (※2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。</p> <p>【高度障がい保険金】 ○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合に限ります。(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。) したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。 【すべての保険金】 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。 ○告知義務違反による解除の場合 ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。 ○詐欺による取消の場合 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。 ○不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。 ○保険契約が失効した場合 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。 ○重大事由による解除の場合 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。 (以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。) ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。 ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。 ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。 (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 	
<p>～高度障がい状態に関する補足説明～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 2. 眼の障がい(視力障がい) (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。 3. 言語またはそしゃくの障がい (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 4. 上・下肢の障がい 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。 	

ご加入要領 厚生会グループ保険 (団体定期保険) 基本部分

保険金の年金受取り

年金の種類	年金の型	年金受取り	一括受取請求	年金受取人	年金受取人が死亡された場合	年金受取開始日後の配当金のお受取方法について	年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について	年金払の対象となる保険金
確定年金(※)	通増型(年3%の単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り(6カ月ごと) ②年2回受取り(3カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと) 年金の受取日は、年金受取月の応当日(1日)です。	年金受取人の請求によって年金受取りに代えて、一括受取りを請求できます。	保険金の受取人です。なお、年金受取開始後は年金受取人の変更はできません。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	年金の買増にあてる方法	所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。 (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。	団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。年金年額が、年1回受取りのとき12万円未満、年2回受取り・年4回受取りのとき36万円未満の場合はお支払いできません。

(※)年金受取期間は、給付内容の年齢に応じた期間で給付します。

制度運営および引受保険会社

●当制度は一般財団法人兵庫県学校厚生会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社(事務幹事会社) 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社

個人情報のお取扱い

<個人情報のお取扱いに関する一般財団法人兵庫県学校厚生会と引受保険会社からのお知らせ>

●この保険契約は、一般財団法人兵庫県学校厚生会(以下、団体といいます。)を引受保険会社とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等への目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご加入要領 厚生会グループ保険 (遺族年金部分継続コース) 付加部分

加入資格

本人：厚生会グループ保険の基本部分に加入している現職会員本人で申込書記載の告知内容に該当し、2024年3月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方
配偶者：厚生会グループ保険の基本部分に加入している本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年3月1日現在満16歳6か月を超え、満65歳6か月までの方(配偶者だけの加入はできません。)

【告知内容】本人：【現在の就業状態】申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者：【現在の健康状態】申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通：【過去12か月以内の健康状態】申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表
がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

【保険期間】 ●2024年3月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで
※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
※被保険者が契約者となった場合の保険料は、その契約者となった日の年齢および保険料率により計算します。

【自動更新の取扱】 ●ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。
※被保険者が契約者となった場合の保険料は、その契約者となった日の年齢および保険料率により計算します。

【申込方法】 ●所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

【掛金控除】 ●【現職中】毎月の給与から控除いたします。(初回は3月分から) ●【退職後】厚生会所定の方法で払込みいただけます。

【受取人】 ●本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

【配当金】 ●配当金はありません。

【解約返戻金】 ●この保険は、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

税法上の取扱

●保険料の全額または一部が控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
●また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
●高度障がい保険金は非課税です。 ●解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
一時所得の課税対象額=(解約時受取金-払込保険料-50万円)×1/2 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

年金払いについて

1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金	●無配当定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお支払いできません。 ※この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

ご契約の詳細

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田生命までお問い合わせください。

【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】
●お申込の撤回(クーリング・オフ)について ●健康状態等の告知義務について ●保険金等をお支払いできない場合について
●解約と返戻金について ●契約内容の変更等について ●「生命保険契約者保護機構」について

●保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、(新)年払の口座振替に变更、または退職時等に掛金の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は掛金の割引制度の適用がなくなりますので、掛金が高くなる場合があります。

この保険には満期保険金はありません。 *この保険には自動振替貸付制度はありません。 *現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である2024年3月1日の新規ご加入について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

【お取扱できない事項の例】・保険期間中の保障額の増額・減額はできません ・保険期間の変更はできません ・保険料の払込方法の変更はできません

※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

個人情報の取扱について 個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。

～死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください～

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険金をお支払いする場合について

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障がい保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に、所定の高度障がい状態になられたときにお支払いします。引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

○高度障がい状態とは身体障がいの程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

高度障がい状態とは

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったとき
- 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき
- 3.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するとき
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき

※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴いずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

保険金をお支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

1.死亡保険金について

- ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障がいによって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
- ②契約者の故意によるとき
- ③死亡保険金受取人の故意によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

2.高度障がい保険金について

- ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- ②契約者の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

【保険金のお支払事由について】

- ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。
- 死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
- 余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。
- 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。
 - (1)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
 - (2)被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

【ご請求について】

- ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
- 死亡保険金額は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。
- この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
- ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

【お支払金額について】

●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。

【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】

- つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。
 - (1)被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - (2)ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
 - (3)戦争その他の変乱によるとき
- この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

【代理請求特約[Y]について】

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。
- (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
- 1.被保険者の戸籍上の配偶者
 - 2.被保険者の直系血族
 - 3.被保険者の兄弟姉妹
 - 4.被保険者の3親等内の親族
 - 5.次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
- ア.上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)、被保険者と同居している方
- イ.被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- *保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- *保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
 - お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
 - 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
 - ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせず、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
 - 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
 - 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
 - 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

【保険会社からのご注意】

- <保険金のご請求について> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

引受保険会社

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付代理請求特約[Y]付集団無配当定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

引受保険会社 明治安田生命保険相互会社 関西公法人部 法人営業第一部
〒651-0086 神戸市中央区磯上通8-3-5 明治安田生命神戸ビル5F TEL078-252-2270